

## 令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり（入札番号第15号）

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年4月1日告示第220号）第4に規定する建設業関連業務の委託に係る競争入札参加資格を有する計量証明事業者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本業務を行うにあたり必要な下記体制であること
  - ア PM2.5中の無機元素成分の分析のために、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（無機元素測定法 第2版 令和元年5月）に示された手法で行えること
  - イ PM2.5中の炭素成分の分析のために、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（炭素成分測定法（サーマルオプティカル・リフレクタンス法） 第3版 令和元年5月）に示された手法で行えること
  - ウ ア及びイの分析について、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルに係る精度管理解説（令和元年5月）に沿って行えること
- (5) ISO9001認証又はISO17025認証を取得していること
- (6) 静岡県の建設関連業務の委託又は一般業務委託に係る入札参加資格停止基準による入札参加停止期間の者でないこと
- (7) 次のア～キのいずれかに該当しない者であること
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約

その他の契約を締結している者

### 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案、設計書等を熟覧の上、入札しなければならない。  
この場合において、当該契約書案、設計書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案、設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
  - ア 入札金額
  - イ 入札年月日
  - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）
  - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙様式第3号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者は、別紙様式第2号による入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和7年4月25日開札（入札）〔令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託〕の入札書在中」と記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退

場することができない。

(15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行している実績を有する者は免除する。

#### 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。  
ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

#### 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情がある

ときは、指定の期日まで)に契約を締結しなければならない。

- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約条項

別添契約書(案)のとおり

## 9 競争入札参加者に求められる義務

- (1) 本入札に参加を希望する者は、別記1の(5)により入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認  
入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年4月23日(水)までに通知する。

## 10 その他

- (1) 契約書案及び入札に関する質疑、確認等は、別紙様式第4号質問票により令和7年4月18日(金)午後4時までにファクシミリ又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。  
照会先 ファクシミリ送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9121  
電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。
- (4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。
- (5) 落札者は、本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託
- (2) 業務概要 PM2.5の成分分析
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月27日まで
- (4) 契約締結日 落札日から起算して7日以内
- (5) 提出資料の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和7年4月18日（金）午後4時

イ 提出場所 郵便番号 426-0083

所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1

機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課

電話番号 054-625-9121

#### ウ 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 静岡県の建設関連業務（業種：土木関係建設コンサルタント）に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (ウ) 濃度に係る計量証明事業登録証の写し
- (エ) PM2.5中の無機元素成分の分析のために、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（無機元素測定法 第2版 2019年5月）に示された手法で行える機器を有することを証する書類（財産目録の写し等）
- (オ) PM2.5中の炭素成分の分析のために、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（炭素成分測定方法（サーマルオプティカル・リフレクタンス法） 第3版 2019年5月に示された手法で行える機器を有することを証する書類（財産目録の写し等）
- (カ) ア及びイの分析について、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルに係る精度管理解説（2019年5月）に沿って行えることを証する書類（標準作業手順書の写し等）
- (キ) ISO9001認証証明書又はISO17025認証証明書の写し
- (ク) 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（炭素成分及び無機元素成分に限る）について、過去5年以内に、自治体からの受託実績を証する書類（委託契約書の写し等）
- (ケ) 契約実績申告書兼誓約書（様式第5号）
- (コ) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）※電子契約を希望する場合

### 2 入札及び開札

日時 令和7年4月25日（金）午前10時00分

場所 静岡県環境衛生科学研究所 4階会議室

郵便番号 426-0083

所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1

機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課

電話番号 054-625-9121

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、関係書類を添えて申請  
します。

なお、入札説明書2に定める入札参加者に必要な資格のすべてを満たす者であるこ  
とを誓約します。

### 記

- 1 公告日 令和7年4月11日
- 2 契約名称 令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託

第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

# 入札書

入札番号 第15号

件名 令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託

上記の委託について、「令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託」に係る入札説明書を承諾の上、入札いたします。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（税抜き）

令和7年4月25日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住所	
入札者 商号又は名称	
氏名	印
代理人	
氏名	印

様式第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

# 入札書 記載例

入札番号 第15号

件名 令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託

上記の委託について、「令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託」に係る入札説明書を承諾の上、入札いたします。

<b>¥マークを記入</b>									
入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥								

~~~~~(税抜き)~~~~~

令和7年4月25日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

**委任の場合、押印は不要です**

|     |        |                |
|-----|--------|----------------|
|     | 住 所    | 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3 |
| 入札者 | 商号又は名称 | 株式会社 静岡        |
|     | 氏 名    | 代表取締役 駿河 一郎 印  |
|     | 代 理 人  |                |
|     | 氏 名    | 静岡 太郎 印        |

**※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です**



# 委任状

|       |
|-------|
| 代理人の印 |
|       |

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

## 記

委任事項      静岡県環境衛生科学研究所      における  
令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託      の入札について

委任期日      令和7年4月25日

令和7年4月25日

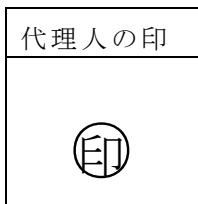
住      所

（委任者）商号又は名称



# 委任状 記載例

私は、静岡太郎  
一切の権限を委任します。



を代理人と定め、下記事項を処理する

## 記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における  
令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託 の入札について

委任期日 令和7年4月25日

令和7年4月25日

住 所 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3  
(委任者) 商号又は名称 株式会社 静 岡  
代表取締役 駿河 一郎 印

# 質 問 票

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名

印

業務名 令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託

| 表 題  |  |
|------|--|
| 質問事項 |  |

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

# 契約実績申告書 兼 誓約書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の 1 または 2 のいずれかを丸囲みしてください。

## 1 実績がない

過去 2 か年における国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績はありませんが、落札した時は、契約日までに契約保証金（契約金額の10/100以上）を払い込み、業務を誠実に履行することを誓約します。

## 2 契約実績がある

過去 2 か年において、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績は以下のとおりであり、これらをすべて誠実に履行したことを申告します。また、記載の内容については事実と相違ないことを誓約します。

| 契約相手方 | 契約名 | 契約期間               | 契約金額 |
|-------|-----|--------------------|------|
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |

※契約内容を表に記載すること

## 競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、今回の委託業務について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第4条 入札書は、入札説明書に示された様式により作成し、公告で告知した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札説明書に示された委任状を持参させなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第6条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第7条 開札は、入札説明書に記載した開札場所において行う。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、入札説明書に示した条件を満たした者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

- 2 第8条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札

箱へ投函すること。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第14条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）に定める契約については、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第17条 この規定は、随意契約について準用する。

令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託契約書

静岡県環境衛生科学研究所(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託実施要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 この委託期間は、契約締結日から令和8年3月27日までとする。

(委託費)

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として金 円うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

(支払方法)

第4条 乙は、委託費を委託業務終了後請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第5条 甲が必要があると判断した場合は、乙と協議の上、この内容を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (5) 次のア～キのいずれかに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損

害の賠償を請求することができない。

(業務委託実施計画書の提出)

第9条 乙は、この契約の締結後10日以内に要領に定める業務委託実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(業務委託実績報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務の終了時に、要領に定める業務委託実績報告書を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(解除後の委託業務実績報告書の提出)

第13条 甲が第7条の定めによりこの契約を解除した場合、乙は、解除後10日以内に第11条に定める委託業務実績報告書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(結果の報告・証明)

第14条 乙は、委託業務の結果を、検体を受理した日から50日以内に、甲に報告し、計量結果を証明するものとする。ただし、冬季にあつては40日以内とすること。

(分析結果等の帰属)

第15条 委託業務の結果及び当該業務に伴う記録等(野帳その他の書類を含む。以下「記録等」という。)の権利は、甲に帰属する。

(記録等の保管)

第16条 乙は、記録等を、第14条の規定に基づく最終の報告をした日から3年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。また、出版等他の目的に使用してはならない。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲)

静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1  
静岡県環境衛生科学研究所  
所長 横井 志伸

(乙)



## 令和7年度 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析業務委託実施要領

令和7年度微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 1 業務の概要

大気中の微小粒子状物質 (PM2.5) の成分濃度の実態を把握する。

### 2 調査項目

微小粒子状物質 (PM2.5) の成分濃度 (炭素成分、無機元素成分)

### 3 調査検体数

別紙1に定めるとおり。

### 4 調査方法

本分析業務は、本要領によるほか、下記関係マニュアル等に基づいて実施するものとする。

- (1) 大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準 (環境省環境管理局长)
- (2) 環境大気常時監視マニュアル (第6版) (平成22年3月環境省 水・大気環境局)
- (3) 微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析ガイドライン (平成23年7月 環境省 水・大気環境局)
- (4) 大気中微小粒子状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアル第2版 (令和元年5月)

ただし、環境省が新たにマニュアル等を策定した場合はそのマニュアル等に従うこととする。また、関連のJIS等をあわせて参照すること。

### 5 分析項目及び測定方法

| 調査項目             | 分析項目                                                                                      | 分析方法                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 炭素成分<br>(3項目)    | 有機炭素 (OC1、OC2、OC3、OC4)                                                                    | サーマルオプティカル・リフレクタンス法 (IMPROVE プロトコル)              |
|                  | 元素状炭素 (EC1、EC2、EC3)                                                                       |                                                  |
|                  | 炭化補正值 (OCpyro)                                                                            |                                                  |
| 無機元素成分<br>(31元素) | Na、Al、Si、K、Ca、Sc、Ti、V、Cr、Mn、Fe、Co、Ni、Cu、Zn、As、Se、Rb、Mo、Cd、Sb、Cs、Ba、La、Ce、Sm、Hf、W、Ta、Th、Pb | 誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS)<br>又は、<br>蛍光 X 線分析法 (XRF) |

### 6 フィルターの取り扱いについて

(1) フィルターの受け渡し

フィルターについては、甲から乙への郵送（冷凍便）により、引き渡しを受けること。なお、引渡しにかかる費用は受託者の負担とする。乙は、サンプリングに供した検体を受領後、電子メールにより受領の旨、甲に通知すること。年間のサンプリング日程（別紙2）は甲がこれを定め乙に通知する。なお日程等に変更が生じた場合は、甲は速やかに乙に通知するものとする。

(2) 分析用フィルター

PTFE フィルター（無機元素成分分析用）については、1検体につき1枚、石英繊維フィルター（炭素成分分析用）については、1検体につき1枚を提出する。

| フィルターの材質 | 受け渡し時のフィルターの状態 | 分析項目   |
|----------|----------------|--------|
| PTFE     | 1検体につき1枚       | 無機元素成分 |
| 石英       | 1検体につき1枚       | 炭素成分   |

(3) フィルターの分析前処理

PTFE フィルター（無機元素成分分析用）については、汚染されないようにセラミックはさみ等で半分に分割して、サポートリングを切り離した後、分析処理を行うこととする。（1/4枚を分析に使用し、残りの1/4枚は適切に保管すること。）

石英繊維フィルター（炭素成分分析用）については、セラミックはさみ等で1/2分割した後、ポンチ等で適当に切り抜き分析を行うこと。（残りのフィルターは適切に保管すること。）

(4) フィルターの返却

分割したフィルターのうち、分析に供しない1/2カットのフィルター片は速やかに甲に返却するものとする。

## 7 精度管理

(1) 精度管理は「4 調査方法」に示すマニュアル等に準拠して行うこと。

(2) 適宜、委託者が提供する精度管理試料を本調査における検体とあわせて分析すること。

## 8 提出書類

(1) 業務委託実施計画書及び業務委託実績報告書（各1部）

乙は、契約締結後速やかに分析等の計画を委託者と協議の上、業務委託実施計画書（様式1）を提出すること。

また、委託業務が終了したときは、業務委託実績報告書（様式2）を提出すること。

(2) 調査結果報告書（製本2部、電子記録媒体1部）

乙は各季分析試料フィルターを受領した日から50日以内に下記内容を含めた報告書を委託者に提出すること。ただし、冬季にあつては、40日以内とすること。

① 分析結果証明書

② 分析記録（分析日、分析条件、標準試料及びクロマトグラフ等）

- ③ 測定結果一覧（様式3）（当該季の測定結果の確定値。2重測定値並びに検出下限値及び定量下限値を含む。）
- ④ 環境省報告（様式4）（無機元素及び炭素成分に係る各測定結果、2重測定値、検出下限値及び定量下限値の項目を入力）

以上の報告書の内容を納めた電子データ（マイクロソフト社製ワード、エクセル等で作成）を別途添付すること。なお、様式4については、甲が乙に提供するものとする。

### (3) 精度管理計画書及び精度管理試料分析結果報告書

甲と協議の上、作成し契約締結後2週間以内に下記内容を含めた精度管理計画書を提出すること。

- ① 標準作業手順書（SOPs）
- ② 分析項目別に採用する分析方法、使用機器

また、甲が乙に提供する精度管理試料について、契約終了時までに関東PM<sub>10</sub>調査会議精度管理試料分析結果報告書（様式5）を提出すること。

## 9 再測定の実施

甲は、乙の分析作業において疑義が生じた場合、その分析を無効とし、乙に対して無償で再測定を実施させることができるものとする。甲は、契約期間外でも乙に対し再測定を要求できるものとする。

## 10 立入調査

甲は、調査期間中及び全調査終了後1年間は乙の事業所に立入り、必要書類等を検査できるものとする。乙はその立入調査に協力しなければならない。

## 11 報告書の帰属

委託業務に関する報告書の内容すべての著作権は、静岡県に帰属するものとする。

## 12 補則

- (1) 本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 試料については直ちに分析することが望ましいが、直ちに分析を行えない場合、試料を容器に入れて密封し、冷蔵保存（4℃以下）することとする。なお、1週間以上分析を行えない場合には、試料を冷凍保存することとする。また、分析後の試料について、甲から廃棄の依頼があった場合は、乙の責任において適正に廃棄すること。

様式 1

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

令和 7 年度微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析業務委託実施計画書

| 月<br>区 分 | 5月 |    |    | 6月 |    |    | 7月 |    |    | 8月 |    |    | 9月 |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|          | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 分析       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 計量結果報告   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 実績報告書    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

| 月<br>区 分 | 10月 |    |    | 11月 |    |    | 12月 |    |    | 1月 |    |    | 2月 |    |    | 3月 |    |    |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|          | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 分析       |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 計量結果報告   |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 実績報告書    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

\* 上に示す内容が記載されていれば、本様式以外の書式を使用しても良いものとする。

様式 2

年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

令和 7 年度微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析業務委託実績報告書

| 月<br>区 分 | 5月 |    |    | 6月 |    |    | 7月 |    |    | 8月 |    |    | 9月 |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|          | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 分析       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 計量結果報告   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 実績報告書    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

| 月<br>区 分 | 10月 |    |    | 11月 |    |    | 12月 |    |    | 1月 |    |    | 2月 |    |    | 3月 |    |    |
|----------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|          | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 分析       |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 計量結果報告   |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 実績報告書    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

\* 上に示す内容が記載されていれば、本様式以外の書式を使用しても良いものとする。

分析フィルターについて

別紙1

調査地点数: 1地点

調査時季: 春季、夏季、秋季、冬季(4季)

分析検体数(各季1地点分)

|            |    |
|------------|----|
| 石英(炭素)     | 27 |
| PTFE(無機元素) | 27 |

別途精度管理試料: 無機元素成分1検体、炭素成分6検体

検体内訳

ブランクフィルター

|       |            |        |      |
|-------|------------|--------|------|
| MBL 1 | 操作<br>ブランク | PTFE 1 | 石英 1 |
| MBL 2 |            | PTFE 2 | 石英 2 |
| MBL 3 |            | PTFE 3 | 石英 3 |
| MBL 4 |            | PTFE 4 | 石英 4 |
| MBL 5 |            | PTFE 5 | 石英 5 |

|       |               | 地点①     |       |
|-------|---------------|---------|-------|
| TBL 1 | トラベル<br>ブランク  | PTFE 6  | 石英 6  |
| TBL 2 |               | PTFE 7  | 石英 7  |
| TBL 3 |               | PTFE 8  | 石英 8  |
| FBL 1 | フィールド<br>ブランク | PTFE 9  | 石英 9  |
| FBL 2 |               | PTFE 10 | 石英 10 |
| FBL 3 |               | PTFE 11 | 石英 11 |

本調査用フィルター

|      |         | 地点 ①    |         |
|------|---------|---------|---------|
| 調査日程 | 調査内容    | サンプラー①  | サンプラー②  |
| 1日目  | 二重測定    | 石英 12   | 石英 13   |
| 2日目  | 本調査     | PTFE 12 | 石英 14   |
| 3日目  |         | PTFE 13 | 石英 15   |
| 4日目  |         | PTFE 14 | 石英 16   |
| 5日目  |         | PTFE 15 | 石英 17   |
| 6日目  |         | PTFE 16 | 石英 18   |
| 7日目  |         | PTFE 17 | 石英 19   |
| 8日目  |         | PTFE 18 | 石英 20   |
| 9日目  |         | PTFE 19 | 石英 21   |
| 10日目 |         | PTFE 20 | 石英 22   |
| 11日目 |         | PTFE 21 | 石英 23   |
| 12日目 |         | PTFE 22 | 石英 24   |
| 13日目 |         | PTFE 23 | 石英 25   |
| 14日目 |         | PTFE 24 | 石英 26   |
| 15日目 | PTFE 25 | 石英 27   |         |
| 16日目 | 二重測定    | PTFE 26 | PTFE 27 |

# 令和7年度微小粒子状物質(PM2.5)成分分析 年間計画

## 別紙2

担当：環境衛生科学研究所 大気騒音環境班  
電話：054-625-9124

|                            |    | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |  |  |  |
|----------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|
|                            | 4  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
| PM2.5春季<br>(5月15日～5月29日)   | 5  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 6  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 7  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
| PM2.5夏季<br>(7月24日～8月7日)    | 8  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 9  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
| PM2.5秋季<br>(10月16日～10月30日) | 10 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 11 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
| PM2.5冬季<br>(1月22日～2月5日)    | 12 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 1  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 2  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |
|                            | 3  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |  |  |

<PM2.5>  
 設置:フィルターセッティング日  
 ◎:二重測定  
 点:点検日  
 回:サンプル回収日  
 引渡:委託会社へのサンプル引渡日

■:現場作業・確認日  
 ■:休日  
 ■:無い日

